

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

令和元年度版
(平成 30 年度実績)

○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会*の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の平成30年度事業実績をまとめました。

平成30年度に児童相談センターが対応した相談件数は17,691件、そのうち児童虐待相談は年々増加を続け4,731件となりいずれも過去最多となりました。児童相談センターの役割が児童虐待への対応に一層特化してきています。

全国的には痛ましい児童虐待事件が相次いで発生し、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。令和元年6月には児童福祉法等が改正され、体罰の禁止等をはじめとした児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携の強化等が示されました。

当県におきましても、児童の安心・安全な生活を守るため、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、被虐待児童の自立支援に取り組んでまいります。

平成30年度の障害相談件数を見ますと、身体障害者相談が33,272件で昨年度より増加し、知的障害相談は4,347件で昨年度からほぼ横ばいでした。

障害者については、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う障害者総合支援法が平成25年に施行されて6年が経過し、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加しています。

また、平成28年には障害者差別解消法が施行されました。この法律では「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定められ、社会的障壁の除去を目指しています。

これからも、関係機関の方々と連携・協力のもと、児童福祉法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、日々力を注いでいかなければならないと職員一同考えております。

令和元年12月

中央児童・障害者相談センター長	前田	清
海部児童・障害者相談センター長	塚本	有子
知多児童・障害者相談センター長	秋吉	修一
西三河児童・障害者相談センター長	古田	学
豊田加茂児童・障害者相談センター長	三浦	宏太
新城設楽児童・障害者相談センター長	菰田	近男
東三河児童・障害者相談センター長	梅村	文彦
一宮児童相談センター長	近藤	雅明
春日井児童相談センター長	中村	卓美
刈谷児童相談センター長	山村	孝幸

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要	
1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3
第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務	
1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 電話相談業務等	
ア 家庭支援電話相談事業の概要と実績	16
イ 子ども相談 WEB ページ	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
(6) その他の県の事業	22
3 資料	
福祉行政報告例等	24
第3 障害者相談部門の業務	
1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

昭和23年	4月	1日	中央児童相談所開設
23年	6月30日		一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
28年	11月	1日	身体障害者更生相談所開設
31年	11月	1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
35年	7月	1日	精神薄弱者更生相談所開設
47年	4月	1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
48年	4月	1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
50年	4月	1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
52年	5月	1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
56年	4月	1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
平成元年	4月	1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
5年	9月	1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
11年	4月	1日	精神薄弱者福祉法の改正(知的障害者福祉法に名称変更等)に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
14年	4月	1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
20年	4月	1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
27年	4月	1日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設置場所	面積(k㎡)	人口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	646,004	111,818
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-8535	208	327,396	51,785
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	625,495	106,017
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	599,046	104,349
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町2-68 TEL0565-33-2211 〒471-0024	951	488,167	82,402
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	53,539	7,164
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	696,777	113,907
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	792,486	127,854
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	455,271	73,932
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	533,780	93,462
計		4,844	5,217,961	872,690

- (注) ・「面積」は、平成30年10月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
 ・「人口」は、平成31年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。

(2) 管轄区域

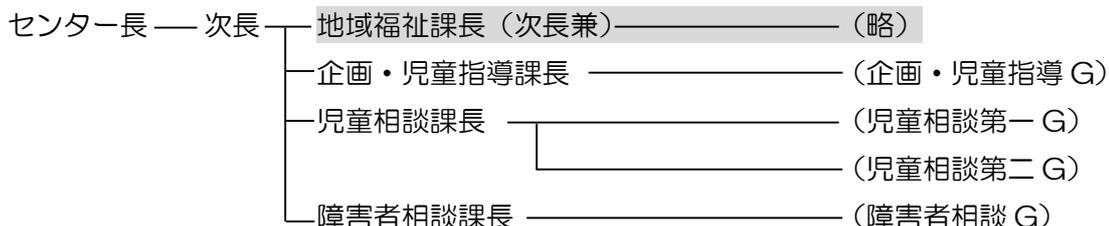
平成30年4月1日現在

相談センター名	児童相談業務	障害者相談業務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

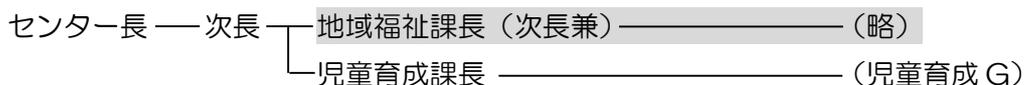
3 機構と職員配置状況 (平成31年4月1日現在)

(1) 機構

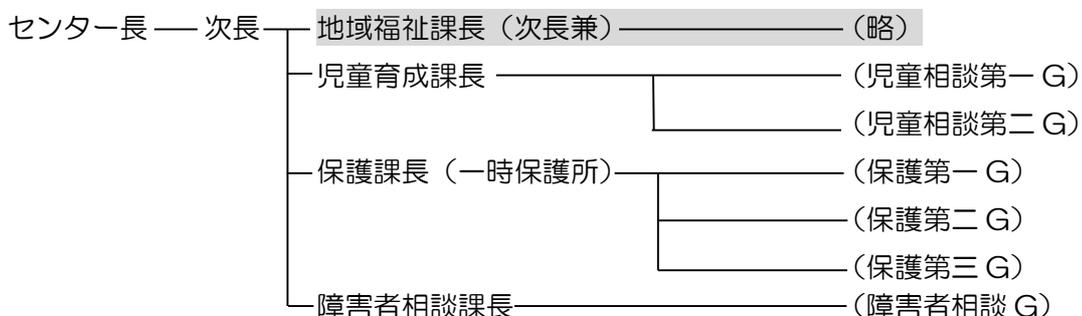
○尾張福祉相談センター(中央児童・障害者相談センター)



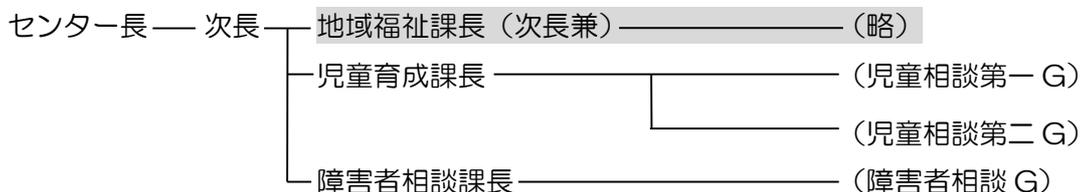
○海部、知多、豊田加茂、新城設楽福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



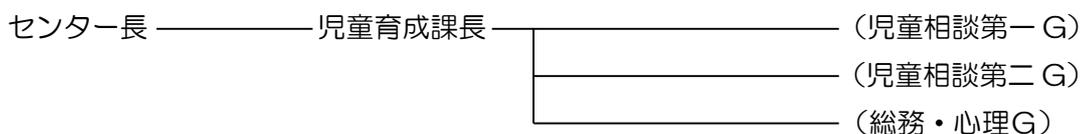
○西三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



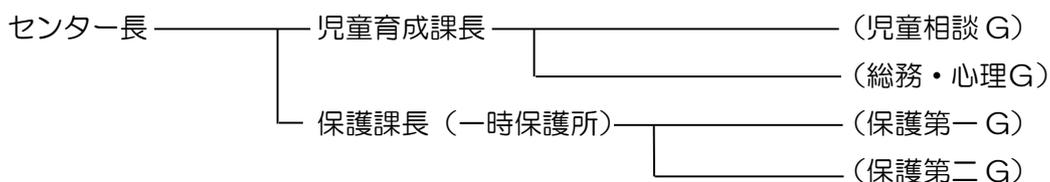
○東三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



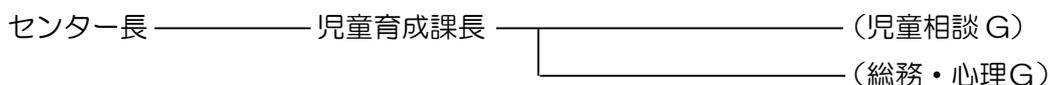
○一宮児童相談センター



○春日井児童相談センター



○刈谷児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (平成31年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中央	1	(2)	3	13	8	1		(6)	1	2	1	3 (5)	33 (13)
海 部	1	(1)	2	7	4	1				1			16
知 多	1	(1)	3	13	7	1				1			26 (1)
西三河	1	(2)	3	12	6	1	24 (10)	(4)	1	1 (1)	1	1 (1)	51 (18)
豊 田 加 茂	1	(1)	3	10	6	1				1			22 (1)
新 設 城 楽	1	(1)	1	1	1					1			5 (1)
東三河	1	(1)	3	15	7	1		(1)	1	1	1	(2)	30 (4)
一 宮	1	(3)	3	17	8	1		2					32 (3)
春日井	1	(1)	3	12	6	1	18 (4)	2					43 (5)
刈 谷	1	(2)	3	12	6	1		2 (1)					25 (3)
計	10	(14)	27	112	59	9	42 (14)	6 (12)	3	8 (1)	3	4 (8)	283 (49)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

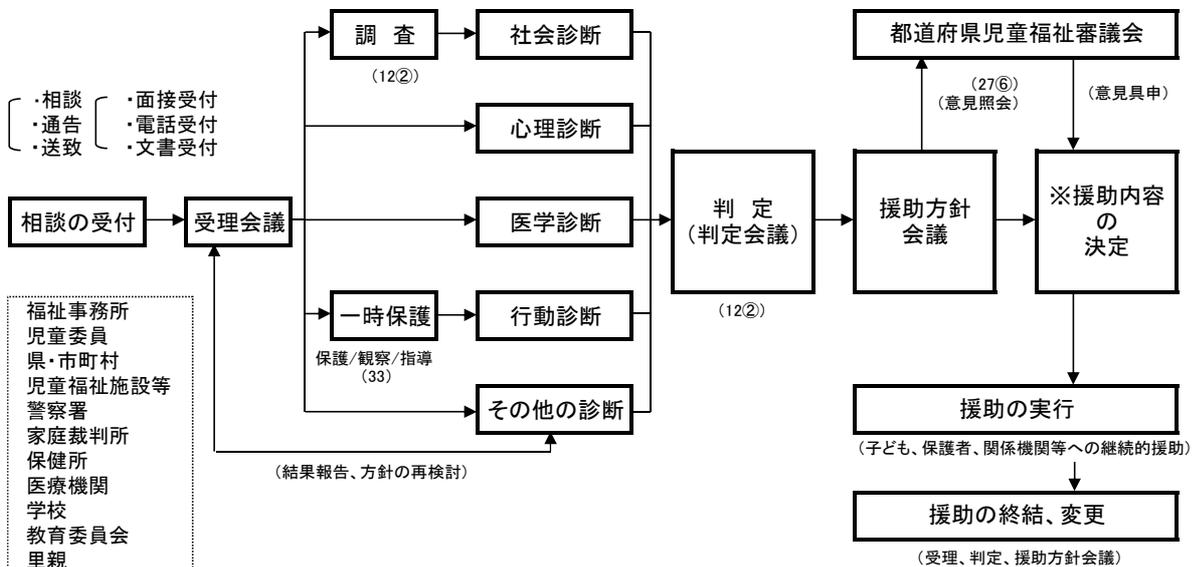
1 概要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 児童等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 家庭裁判所に対し、親権喪失等、後見人の選任・解任の請求を行うこと。
- 7 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 8 児童を養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の指導を行うこと。

(2) 業務系統図



- 福祉事務所
児童委員
県・市町村
児童福祉施設等
警察署
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
里親
家族・親戚
近隣・知人
児童本人

- ※援助内容
- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
 - オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 市町村送致 (26①Ⅲ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
 - 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
指定医療機関委託 (27②)
 - 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
 - 4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)
 - 5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ)
都道府県知事、市町村長報告、通知 (26Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、63の2、63の3)
 - 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
 - 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - ウ 後見人選任の請求 (33の8)
 - エ 後見人解任の請求 (33の9)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等にある場合にはそれぞれの相談種別に分類される。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行相談	く犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為、問題行動のある児童、警察署からく犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友だちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談種別に分類される。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

平成30年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は17,766件で、平成29年度の17,033件から733件(+4.3%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、6,854件となっています。次に警察からが4,309件、家族・親戚からが4,029件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	161	0	49	4,097	2	53	317	32	123	7	1	2,343	13
女	151	0	60	2,194	4	36	151	16	109	3	0	1,966	0
計	312	0	109	6,291	6	89	468	48	232	10	1	4,309	13
構成比	1.8%	0.0%	0.6%	35.4%	0.0%	0.5%	2.6%	0.3%	1.3%	0.1%	0.0%	24.3%	0.1%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	0	108	18	145	8	12	1	2,594	571	56	42	10,753
女	0	105	9	161	7	5	1	1,435	477	76	47	7,013
計	0	213	27	306	15	17	2	4,029	1,048	132	89	17,766
構成比	0.0%	1.2%	0.2%	1.7%	0.1%	0.1%	0.0%	22.7%	5.9%	0.7%	0.5%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種別別児童受付状況

平成30年度の「相談受付件数」17,766件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	329	350	5	1	0	0	2	4	0	0	0
1歳	340	240	1	1	1	0	8	157	1	0	0
2歳	321	264	0	2	0	0	9	232	12	0	0
3歳	315	234	1	3	1	0	38	668	38	0	0
4歳	316	198	1	8	1	0	4	266	26	0	0
5歳	265	173	0	5	2	0	32	629	64	0	0
6歳	295	199	1	3	0	0	14	362	58	0	2
7歳	254	183	0	9	0	0	15	562	53	2	4
8歳	268	159	0	5	0	0	13	210	42	2	9
9歳	256	168	0	1	0	0	5	176	28	3	11
10歳	262	180	0	5	0	0	19	431	36	2	7
11歳	247	153	0	2	0	0	13	305	30	3	15
12歳	258	196	0	4	0	3	18	291	24	10	49
13歳	263	222	5	3	1	1	21	461	40	30	40
14歳	237	202	0	4	2	4	15	406	29	33	30
15歳	219	194	1	0	0	0	18	312	16	30	3
16歳	148	187	1	0	0	1	29	383	6	28	2
17歳	136	152	1	0	0	0	18	443	11	24	1
18歳以上	45	56	2	1	0	0	0	28	2	1	0
計	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	516	168	173

	育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 談			児 童 虐 待 通 告	い じ め 相 談	被 害 相 談 児 童 買 春 等
0歳	2	0	0	10	14	717	372	1	0
1歳	0	0	0	11	6	766	389	0	0
2歳	1	0	1	57	3	902	379	0	0
3歳	8	0	6	137	5	1,454	364	0	0
4歳	13	0	5	85	3	926	364	0	0
5歳	23	0	40	93	4	1,330	313	0	0
6歳	57	1	49	26	1	1,068	342	0	0
7歳	49	6	46	5	5	1,193	312	1	0
8歳	40	4	36	6	4	798	311	4	0
9歳	39	8	27	2	4	728	300	1	0
10歳	58	9	20	1	3	1,033	300	2	1
11歳	63	10	17	1	3	862	279	0	0
12歳	66	12	19	0	1	951	294	0	0
13歳	83	29	32	0	6	1,237	292	1	3
14歳	61	24	12	0	4	1,063	265	4	0
15歳	59	17	9	1	4	883	229	1	0
16歳	29	8	1	0	4	827	166	0	1
17歳	35	5	7	0	4	837	150	1	1
18歳以上	5	2	1	0	48	191	2	0	0
計	691	135	328	435	126	17,766	5,423	16	6

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

平成 30 年度の「相談対応件数」は 17,691 件で、前年度に比べ 704 件（+4.1%）の増加となっています。（下表のとおり）

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が 7,227 件で全体の 40.9%を占めており、以下、「養護相談（虐待）」4,731 件（26.7%）、「養護相談（虐待を除く）」3,633 件（20.5%）、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,605 件（9.1%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が 108.4%（4,364 件→4,731 件）、「養護相談（虐待を除く）」が 108.4%（3,310 件→3,633 件）、「障害相談」が 104.3%（6,927 件→7,227 件）と増加したのに対し、「非行相談」が 95.9%（364 件→349 件）、「育成相談」が 97.9%（1,640 件→1,605 件）と減少しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した 17,691 件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 15,289 件で全体の 86.4%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が 7,099 件（46.4%）、養護相談が 6,461 件（42.3%）を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は 870 件で全体の 4.9%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が 520 件（59.8%）、養護相談-その他の相談が 262 件（30.1%）で、養護相談だけで「継続指導」の 89.9%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は 332 件で全体の 1.9%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は 51 件で全体の 0.3%を占めています。なお、平成 29 年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、平成 30 年度は 427 件（2.4%）の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと、「助言指導」が 103.3%（14,915 件→15,289 件）、「継続指導」が 110.8%（785 件→870 件）、「児童福祉施設入所」が 106.8%（311 件→332 件）と増加したのに対し、「里親委託」が 67.1%（76 件→51 件）、と減少しています。

区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	会福祉主事指導を含む 知的障害者福祉司・社
		助言指導	継続指導	他機関あっせん							
相養談護	児童虐待相談	3,553	520	14	32	0	0	1	384	0	
	その他の相談	2,908	262	78	6	0	0	1	43	0	
保健相談		18	0	1	0	0	0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	8	0	1	0	0	0	0	0	0	
	視聴覚障害相談	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害等相談	8	0	1	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障害相談	256	0	0	0	0	0	0	0	0	
	知的障害相談	6,319	12	4	0	0	0	0	0	0	
	発達障害相談	500	5	7	0	0	0	0	0	0	
相非談行	ぐ犯行為等相談	111	27	10	7	0	0	0	0	0	
	触法行為等相談	5	3	2	55	0	0	0	0	0	
育成相談	性格行動相談	620	34	35	1	0	0	0	0	0	
	不登校相談	123	5	7	0	0	0	0	0	0	
	適性相談	330	1	1	0	0	0	0	0	0	
	育児・しつけ相談	424	1	12	0	0	0	0	0	0	
その他の相談		98	0	28	0	0	0	0	0	0	
計		15,289	870	201	101	0	0	2	427	0	
再掲	いじめ相談	21	0	4	0	0	0	0	0	0	
	児童買春等被害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分		訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号 による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への約	その他	計
			入所	家庭裁判所送致 （入所の再掲） 法第27条の3による	通所						
相養談護	児童虐待相談	5	126	0	0	0	14		0	82	4,731
	その他の相談	1	173	0	0	0	34		7	120	3,633
保健相談		0	0	0	0	0	0		0	0	19
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0		52	0	61
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	8
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	9
	重症心身障害相談	0	3	0	0	0	0		27	0	286
	知的障害相談	0	6	0	0	0	0		5	4	6,350
	発達障害相談	0	1	0	0	0	0		0	0	513
相非談行	ぐ犯行為等相談	0	10	0	0	0	1	3	0	2	171
	触法行為等相談	90	5	0	0	0	0	5	0	13	178
育成相談	性格行動相談	0	8	0	0	0	2		0	1	701
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	135
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	332
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	437
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	1	127
計		96	332	0	0	0	51	8	91	223	17,691
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

工 延べ件数

平成30年度中に調査や指導を行った延べ件数は259,706件で、前年度に比べ10,143件（+4.1%）増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が131,571件で全体の50.1%を占めており、虐待相談の対応回数の多さが分かります。以下、「養護相談（虐待を除く）」87,071件（33.5%）、「障害相談」21,662件（8.3%）の順となっています。前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が105.0%（125,285件→131,571件）、「養護相談（虐待を除く）」が101.9%（85,443件→87,071件）、「障害相談」が114.9%（18,857件→21,662件）、「非行相談」が103.0%（10,179件→10,486件）と増加しています。一方、「育成相談」は89.2%（9,769件→8,711件）と減少しています。

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	22,462	1,881	67	675	6,171	1,196	288	38	2,242	0	6	1,257	1,443	85	37,811
保護者	63,929	1	0	14	5	0	4	0	7,169	0	1	306	1,618	75	73,122
その他	146,485	3	1	26	0	0	2	0	1,251	0	0	193	756	56	148,773
計	232,876	1,885	68	715	6,176	1,196	294	38	10,662	0	7	1,756	3,817	216	259,706

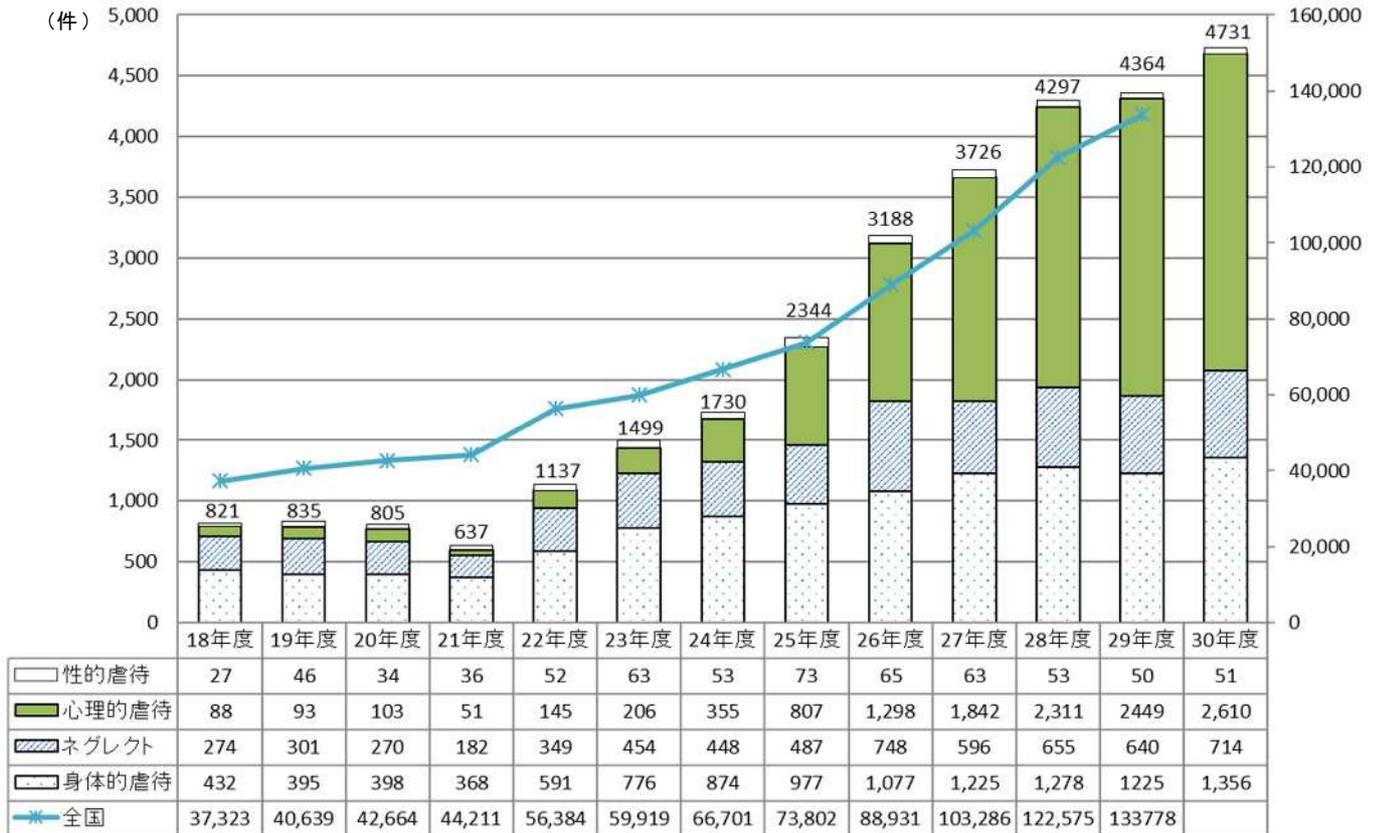
区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	125,616	489	32	342	259	48	117	23	1,646	0	3	881	1,994	121	131,571
	その他の相談	83,711	398	26	305	171	55	50	3	631	0	3	404	1,228	86	87,071
保健相談		52	0	0	0	6	0	0	0	9	0	0	0	0	0	67
障害相談	肢体不自由相談	492	0	0	0	7	2	0	0	28	0	0	0	0	0	529
	視聴覚障害相談	11	0	0	0	6	1	0	0	9	0	0	0	0	0	27
	言語発達障害等相談	45	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	49
	重症心身障害相談	1,106	0	0	0	76	171	0	0	265	0	0	0	7	0	1,625
	知的障害相談	5,010	909	0	4	4,421	859	11	0	6,003	0	0	35	45	4	17,301
自閉症等相談		1,194	3	0	0	412	5	2	1	514	0	0	0	0	0	2,131
非行相談	＜犯行為当相談	5,814	36	7	27	12	2	10	1	124	0	0	137	206	5	6,381
	触法行為当相談	3,481	11	2	9	82	5	77	7	128	0	0	162	141	0	4,105
育成相談	性格行動相談	5,076	30	1	22	147	6	19	1	362	0	1	125	181	0	5,971
	不登校相談	374	2	0	2	10	0	4	1	17	0	0	7	3	0	420
	適性相談	175	0	0	0	285	0	4	1	400	0	0	2	0	0	867
	育児・しつけ相談	592	0	0	0	280	42	0	0	524	0	0	3	12	0	1,453
その他の相談		127	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138
															259,706	

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（平成18年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた平成2年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された平成12年頃から一気に増加しました。平成30年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は4,731件で前年度より367件（+8.4%）増加しました。

虐待相談件数の推移



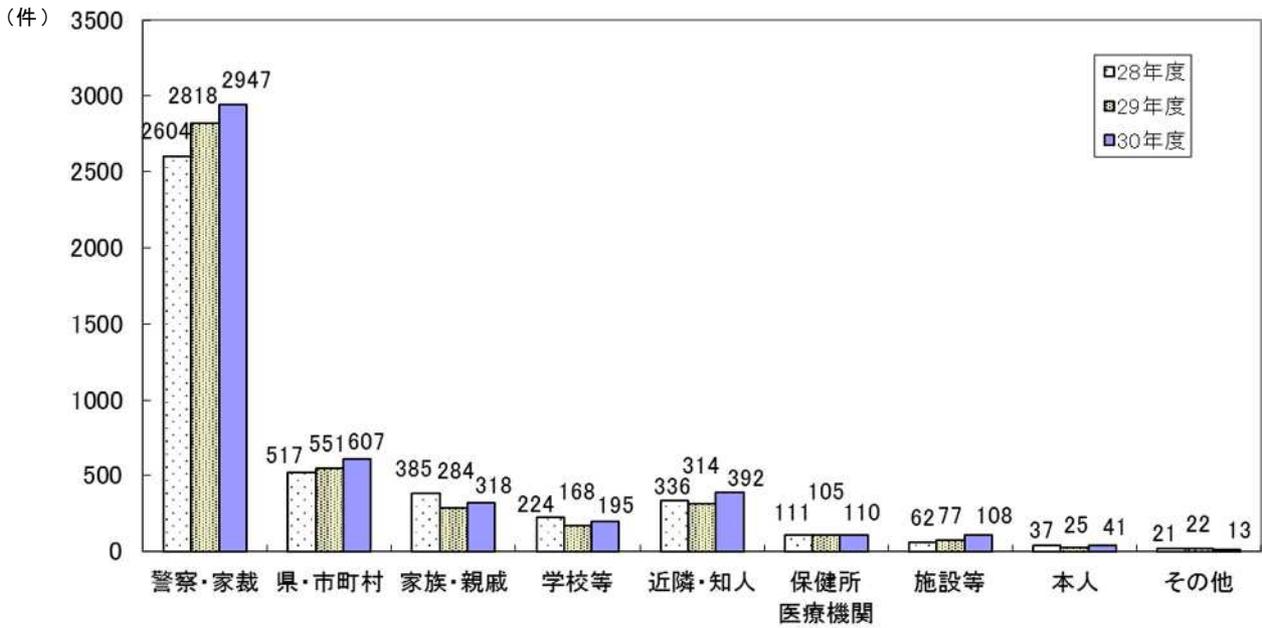
○ 虐待の種類別構成比

種類別構成比では、心理的虐待が2,610件（55.2%）、次に身体的虐待が1,356件（28.7%）となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での保護者間暴力による心理的虐待」が年々増加しており、平成28年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察・家裁」からの通告が2,947件（62.3%）と最も多く、これは児童の面前での配偶者間暴力などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が607件（12.8%）、「近隣・知人」392件（8.3%）の順となっています。「警察・家裁」からの通告は前年度からさらに129件（+4.7%）増加しました。

虐待通報の経路



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、乳幼児が比較的多くなっています。

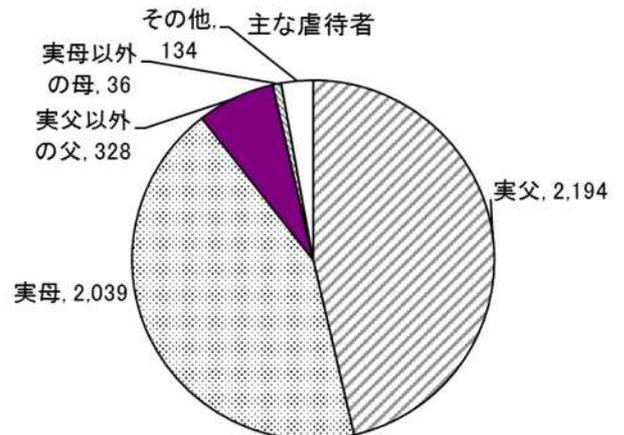
年齢別の虐待内容では、「3歳未満」から「小学生」までの年齢層においては「心理的虐待」が「中学生」「高校生・その他」の年齢層においては「身体的虐待」が最も多くなっています。

		3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
26年度		546	872	1,031	474	265	3,188
27年度		650	954	1,261	553	308	3,726
28年度		798	1,079	1,448	657	315	4,297
29年度		818	1,101	1,448	660	337	4,364
30年度		964	1,188	1,530	702	347	4,731
30 年度 内 訳	性的虐待	1	4	15	19	12	51
	ネグレクト	162	214	225	70	43	714
	身体的虐待	115	293	491	309	148	1,356
	心理的虐待	686	677	799	304	144	2,610

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父が2,194件(46.4%)で一番多く、次に実母が2,039件(43.1%)となっています。

平成29年度に引き続き、DVを目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなりました。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 4,124 件（87.2%）で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 3,553 件（75.1%）、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 520 件（10.9%）、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 14 件（0.3%）、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 32 件（0.7%）、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 5 件（0.1%）となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 140 件（3.5%）でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 384 件（8.1%）でした。

前年度と比べ、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 103.9%（3,437 件→3,572 件）、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 110.6%（499 件→552 件）と増加したのに対し、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 92.7%（151 件→140 件）と減少しています。

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	訓戒・誓約	指定発達支援医療機関入所	児童福祉施設入所	里親委託	市町村指導委託	市町村送致	その他
26年度	2,040	626	6	8	0	83	0	233	29	0	0	162
27年度	2,598	588	5	8	0	178	1	183	21	0	0	144
28年度	3,333	596	8	16	2	48	0	151	22	0	0	121
29年度	3,417	486	8	13	0	12	0	127	24	0	187	90
30年度	3,553	520	14	32	0	5	0	126	14	1	384	82

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 4,731 件のうち、1159 件（24.5%）は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと 212 件（+22.4%）増加しています。なお、児童虐待相談対応件数のうち一時保護を実施した割合も、前年度の 21.8%から 24.5%に増加しています。



(2) 電話相談業務等

ア 家庭支援電話相談事業の概要と実績

児童がいる家庭等の悩みや問題等に対して電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行うことを目的とするもので、平成元年10月1日から実施しています。

○ 実施方法

家庭支援相談員（非常勤嘱託員2人）を配置し、専用電話により対応しています。

○ 相談専用電話番号

052-953-4152 通称＝「子ども・家庭110番」

○ 相談日及び相談時間

年間を通して午前9時から午後5時まで（休日及び12/29～1/3を除く）。

○ 対応状況

受け付けた相談458件に対して、助言指導を372件の他、児童相談所への来所指導を45件、他機関紹介を41件行っています。

○ 平成29年度業務実績

(ア) 相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	50	0	12	25	19	298	54	458

(イ) 受付件数の年次推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	799	802	548	439	458

(ウ) 相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件数	19	362	25	11	41	458

(エ) 相談対象児童年齢別受付件数

区分	2歳未満	2～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	計
件数	13	99	59	72	108	60	47	458

イ 子ども相談WEBページ

インターネットの利用者が増えていることから、広報・啓発、相談受付体制の充実のため、子ども相談WEBページを開設しています。

○ 開設時期 平成12年10月31日

○ 内容

児童に関する県の事業、統計等に関する情報提供

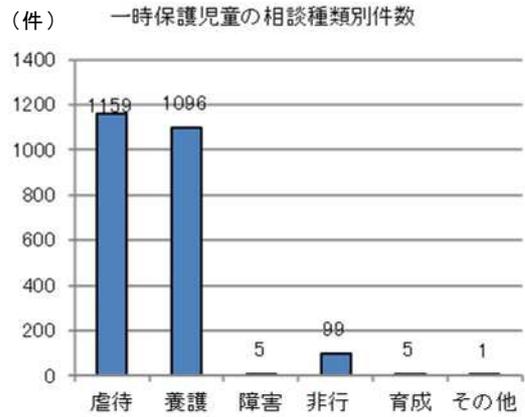
○ 子ども相談WEBページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/owari-fukushi/jiso.html>

(3) 一時保護業務

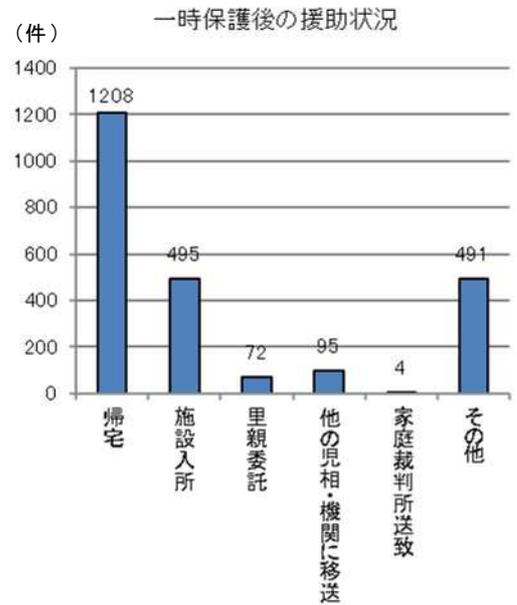
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った児童の総数は 2,365 件（一時保護 751 件、一時保護委託 1,614 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,159 件（一時保護 372 件、一時保護委託 787 件）で約半数（49.0%）を占めています。ついで養護相談が 1096 件（一時保護 327 件、一時保護委託 769 件）で、全体の 46.3% となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,208 件（51.1%）で、一時保護した児童の半数が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 567 件（24.0%）でした。このことから、一時保護後、約 4 分の 1 の児童は、家庭を離れて生活することがわかります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の平均日数が減少しています。

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
一時保護 (保護所)	実人員	427	691	708	699	751
	延日数	12,601	19,896	20,064	19,490	19,993
	平均日数	29.5	28.8	28.3	27.9	26.6
一時保護 委託	実人員	1,040	775	1,052	1,125	1,614
	延日数	25,303	19,479	22,801	22,682	25,266
	平均日数	24.3	25.1	21.7	20.2	15.7

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（平成 30 年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	415 ※1	405	25	4	266
児童が委託されている 里親数（世帯数）	105 ※2	72	11	3	22

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（平成 30 年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	1	0	2	0	33	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親研修事業

養育里親希望者、養子縁組里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催。

○ 実施状況

- ・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（117人修了）
- ・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（105人修了）
- ・養育里親更新研修：2回実施（152人修了）
- ・養子縁組里親更新研修：2回実施（52人修了）
- ・専門里親研修：専門里親認定研修1人、専門里親継続研修6人
- ・里親支援研修：15回実施（延べ約286人参加）

(イ) 里親委託等調整員の配置

児童相談センターに2名の里親委託等調整員を配置し、里親委託等推進委員会を設置するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図る。

- (ウ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置
児童相談センターに各 2 名の里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置し、里親等からの相談に応じるとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行う。
- (I) 里親制度普及啓発
- a 里親体験発表会の開催
養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施。
- 実施状況
開催回数：9 回 参加者：467 名
- b 制度説明による里親制度普及啓発活動
関係機関等に対し、里親制度および県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施。
- 実施状況
参加者数：約 631 名
主な啓発先：保健師協議会、民生・児童委員協議会
主な対象：助産師、保健師、民生・児童委員、大学生（看護系）
- c ショッピングセンターやイベント会場等における里親制度普及活動
広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発 DVD の展示及び里親啓発リーフレット等を配布。
- 実施状況
主な配布場所：各市町村、保健師協議会、ショッピングセンター、各種イベントなど。
配布部数等：里親啓発リーフレット 約 10,420 枚
- (オ) 里親養育相互援助事業
- a 里親サロン
里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司 O B 等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図る。
- 実施状況
開催回数：225 回 参加里親数：延べ 1,883 人
- (カ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）
里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施。

○ 実施状況

実施件数：延 51 件 時間数：延 169.3 時間

(5) 児童虐待防止対策事業

ア 愛知県要保護児童対策協議会設置

○ 目的

児童福祉法 25 条の 2 に基づき、要保護児童関係機関・団体の代表者からなる協議会を設置し、虐待等に関する情報交換等を行う。

○ 内容

設置年月：平成 18 年 8 月

構成：27 機関・団体

○ 実施状況

日時 平成 30 年 10 月 26 日（金） 三の丸庁舎 会議室

- ・平成 29 年度愛知県児童相談センター相談実績の概要等について
- ・平成 30 年度児童虐待防止関連事業について
- ・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について
- ・児童相談所と警察の児童虐待にかかる事案の情報共有について
- ・関係機関における児童虐待防止対策等について

イ 関係機関連絡調整会議の開催

○ 目的

児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するため、児童相談センターごとに地域の関係機関の連絡会議を開催し、ネットワークを強化する。

○ 内容

各児童相談センターが事務局となり、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行う。

○ 実施状況

実施回数：19 回

参加者数：延べ 377 人

主な参加機関：管内児童福祉主管課、教育委員会、警察署、医療機関等

ウ 警察との合同訓練

子どもの安全確保に万全を期すため、立入調査等の対応について警察との合同訓練を実施。

○ 実施状況

日時 平成 30 年 11 月 14 日（水）開催

エ 児童虐待対応弁護士設置

○ 目的

児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的なバックアップを行う

ため、専門的知識を有する弁護士団体へ委託し、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。

○ 内容

子どもサポート弁護団（任意団体）に委託し、児童相談センターごとに、定例相談、随時相談等を実施。

○ 実施状況

相談等件数：468件（定例相談 241件 随時相談 98件 その他 129件）
主な内容：児童虐待事例に関する法律相談及び法的援助業務

才 児童虐待対応法医学専門医師設置

○ 目的

児童虐待に専門的知識を有する法医学専門医師に依頼し、児童の受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行う。

○ 内容

法医学専門医師 2人
事務局：中央児童・障害者相談センター

○ 実施状況

相談件数：14件
主な内容：児童の怪我、傷の法医学的診断依頼

力 児童虐待対応精神科医師設置

○ 目的

専門の精神科医師を配置し、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行う。

○ 内容

児童相談センター（中央、一宮、西三河、刈谷）に4人の非常勤嘱託の精神科医師を設置。

○ 実施状況

相談件数：112件
主な相談内容：精神的に不安定な保護者への対応、精神疾患の疑いのある児童への対応等

キ 被虐待児家庭復帰支援員設置

○ 目的

児童福祉司等と協力して被虐待児童の家庭復帰を援助する等の業務を行う支援員を配置し、児童虐待相談等への対応を強化する。

○ 内容

児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、児童及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行う。

- 実施状況
支援員数：32人
延勤務日数：963日（時間）

ク 一時保護所心理職員設置

- 目的
一時保護所に心理職員（賃金職員）を配置し、入所児童に対し、カウンセリングなどの心理治療等を実施する。
- 内容
非常勤の心理職員
- 実施状況
心理職員数4人

ケ 一時保護委託施設支援

- 目的
施設へ一時保護委託した場合、委託費に含まれない教材費等や委託の際に必要な健康診断・検便検査に係る費用を施設に助成し、委託児童の処遇の充実及び施設に対する支援を行う。
- 実施状況
委託時支度金（1人3,240円） 1,157名
健康診断料（1人上限3,240円） 12名

(6) その他の県の事業

ア NPOとの連携

- 目的
児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のために、地域の関係者等向け研修の開催を、専門的ノウハウを持つNPOに委託して実施する。
- 内容
幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を行う。
- 実施状況
 - ①日時 平成30年8月8日（水）
テーマ「教育現場から見た児童虐待対応・保護者対応について」
参加者 168人
 - ②日時 平成30年11月12日（月）
テーマ「精神疾患などを抱える保護者と共に暮らす子どもへの支援・対応」
参加者 65人

イ 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

○ 目的

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図る。

○ 実施状況

- ①児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布
- ②児童虐待防止月間である11月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを配付

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	515	363	1	1			45	598	60	34	15	68	12	31	21	3	1,767	603		
海部	320	303		2	1		15	439	36	6	20	47	10	50	105	6	1,360	385	1	1
知多	516	398		5	1		27	859	58	15	15	80	14	44	24	5	2,061	602		
西三河	606	357	1	7	2		23	732	58	8	14	24	11	26	5	9	1,883	643	3	
豊田加茂	508	255	1	5			34	657	40	21	10	49	14	15	24	9	1,642	600	2	
新城設楽	24	22		1			1	71	2		1	4	3	46	20	1	196	28		
東三河	567	391		17			43	840	62	21	17	32	10	22	11	9	2,042	564	4	
一宮	688	593		4			43	906	87	13	17	69	23	59	46	3	2,551	890	1	4
春日井	587	398	3	5	1	1	26	630	43	19	42	69	23	7	77	23	1,954	646	2	1
刈谷	443	580	1	10			34		57	16	18	35	13	26	22	4	1,259	462	3	
小計	4,774	3,660	7	57	5	1	291	5,732	503	153	169	477	133	326	355	72	16,715	5,423	16	6
子ども家庭110番		50	12		3	8		1	13	15	4	214	2	2	80	54	458			
合計	4,774	3,710	19	57	8	9	291	5,733	516	168	173	691	135	328	435	126	17,173	5,423	16	6
構成比	27.8%	21.6%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	1.7%	33.4%	3.0%	1.0%	1.0%	4.0%	0.8%	1.9%	2.5%	0.7%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
男	161		49	4,097	2	53	317	32	123	7	1	2,343	13		108	18	145	8	12	1	2,594	571	56	42	10,753
女	151		60	2,194	4	36	151	16	109	3		1,966			105	9	161	7	5	1	1,435	477	76	47	7,013
計	312		109	6,291	6	89	468	48	232	10	1	4,309	13		213	27	306	15	17	2	4,029	1,048	132	89	17,766
構成比	1.8%	0.0%	0.6%	35.4%	0.0%	0.5%	2.6%	0.3%	1.3%	0.1%	0.0%	24.3%	0.1%	0.0%	1.2%	0.2%	1.7%	0.1%	0.1%	0.0%	22.7%	5.9%	0.7%	0.5%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0歳	329	350	5	1			2	4			2			10	14	717	372	1		
1歳	340	240	1	1	1		8	157	1					11	6	766	389			
2歳	321	264		2			9	232	12		1		1	57	3	902	379			
3歳	315	234	1	3	1		38	668	38		8		6	137	5	1,454	364			
4歳	316	198	1	8	1		4	266	26		13		5	85	3	926	364			
5歳	265	173		5	2		32	629	64		23		40	93	4	1,330	313			
6歳	295	199	1	3			14	362	58		2	57	1	49	26	1,068	342			
7歳	254	183		9			15	562	53	2	4	49	6	46	5	1,193	312	1		
8歳	268	159		5			13	210	42	2	9	40	4	36	6	798	311	4		
9歳	256	168		1			5	176	28	3	11	39	8	27	2	728	300	1		
10歳	262	180		5			19	431	36	2	7	58	9	20	1	1,033	300	2	1	
11歳	247	153		2			13	305	30	3	15	63	10	17	1	862	279			
12歳	258	196		4		3	18		24	10	49	66	12	19	1	951	294			
13歳	263	222	5	3	1	1	21	461	40	30	40	83	29	32	6	1,237	292	1	3	
14歳	237	202		4	2	4	15	406	29	33	30	61	24	12	4	1,063	265	4		
15歳	219	194	1				18	312	16	30	3	59	17	9	1	883	229	1		
16歳	148	187	1			1	29	383	6	28	2	29	8	1	4	827	166		1	
17歳	136	152	1				18	443	11	24	1	35	5	7	4	837	150	1	1	
18歳以上	45	56	2	1				28	2	1		5	2	1	48	191	2			
計	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	516	168	173	691	135	328	435	17,766	5,423	16	6	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約所	児童福祉施設		指定医療機関	里親	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所 (入所の再掲) 法第27条の3による家庭裁判所送致							
養護相談	児童虐待相談	3,553	520	14	32		1	384		5	126			14			82	4,731	
	その他の相談	2,908	262	78	6		1	43		1	173			34		7	120	3,633	
保健相談		18		1														19	
障害相談	肢体不自由相談	8		1													52	61	
	視聴覚障害相談	8																8	
	言語発達障害等相談	8		1														9	
	重症心身障害相談	256									3						27	286	
	知的障害相談	6,319	12	4							6						5	4	6,350
	発達障害相談	500	5	7							1								513
非行相談	ぐ犯行為等相談	111	27	10	7						10			1	3		2	171	
	触法行為等相談	5	3	2	55					90	5				5		13	178	
育成相談	性格行動相談	620	34	35	1						8			2			1	701	
	不登校相談	123	5	7														135	
	適性相談	330	1	1														332	
	育児・しつけ相談	424	1	12														437	
その他の相談		98		28													1	127	
計		15,289	870	201	101		2	427		96	332			51	8	91	223	17,691	
再掲	いじめ相談	21		4														25	
	児童買春等被害相談	1																1	

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	22,462	1,881	67	675	6,171	1,196	288	38	2,242		6	1,257	1,443	85
(再掲)児童虐待	12,077	487	31	314	256	48	113	23	1,042		2	600	752	42
(再掲)非行	1,181	25	9	25	94	7	87	8	196			257	99	4
保護者	63,929	1		14	5		4		7,169		1	306	1,618	75
(再掲)児童虐待	35,085	1		10	3		4		234		1	199	884	44
(再掲)非行	2,425								31			23	217	1
その他	146,485	3	1	26			2		1,251			193	756	56
(再掲)児童虐待	78,454	1	1	18					370			82	358	35
(再掲)非行	5,689			1					25			19	31	
計	232,876	1,885	68	715	6,176	1,196	294	38	10,662		7	1,756	3,817	216
(再掲)児童虐待	125,616	489	32	342	259	48	117	23	1,646		3	881	1,994	121
(再掲)非行	9,295	25	9	26	94	7	87	8	252			299	347	5

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	10	2	1	34	126	87	39	299
里親委託	2	3	0	3	14	11	15	48
面接指導	65	10	26	231	4,087	2,598	318	7,335
その他	3	3	1	22	504	111	38	682
計	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	78	23	1	7	17	126

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区分	県			市町村				児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定支援医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等		
身体的虐待	45	0	12	218	0	3	14	17	36	3	1	560	0	0	48	2	103	3	3	0
性的虐待	0	0	1	15	0	0	0	0	4	0	0	9	0	0	5	0	4	0	1	0
心理的虐待	56	0	10	41	0	0	6	1	3	0	0	2,174	1	0	19	5	26	1	2	0
ネグレクト	65	0	16	93	0	5	7	13	23	0	0	203	0	0	38	2	44	5	1	0
計	166	0	39	367	0	8	27	31	66	3	1	2,946	1	0	110	9	177	9	7	0

家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
虐待者本人			虐待者以外							
父親	母親	その他	父親	母親	その他					
8	62	1	10	46	21	12	93	28	7	1,356
0	0	1	3	2	1	1	0	2	2	51
8	27	0	18	25	9	6	164	8	0	2,610
6	13	0	13	3	13	9	135	3	4	714
22	102	2	44	76	44	28	392	41	13	4,731

(3) 虐待相談の主な虐待者

区 分	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	2,194	328	2,039	36	134	4,731

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	115	1	686	162	964
3歳～就学前児童	293	4	677	214	1,188
小学生	491	15	799	225	1,530
中学生	309	19	304	70	702
高校生・その他	148	12	144	43	347
計	1,356	51	2,610	714	4,731

(5) 児童虐待防止法関係

区 分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導 勧告	一時保護・ 施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件 数	4,731	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区 分	法第28条第1項第 1号・2号による 措置	法第28条第 2項による 措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	2	3	0	0	3	0
承認件数	1	3	0	0	3	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

4 家庭裁判所勧告

区 分	家庭裁判所 勧告
件 数	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特別養 児手 童当	その他	計
件数	211	119	147	150	196	823

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	29	37	117	183	179	110	156	445
海部	12	16	94	122	81	70	86	237
知多	26	46	176	248	177	114	194	485
西三河	34	36	146	216	176	106	156	438
豊田加茂	15	50		65	163	83	114	360
新城設楽	3	6	9	18	15	8	13	36
東三河	29	42	161	232	209	106	173	488
一宮	42	32	164	238	209	135	189	533
春日井	27	32	117	176	152	90	128	370
刈谷	28	44	125	197	144	92	112	348
計	245	341	1,109	1,695	1,505	914	1,321	3,740

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	450	275	614	1,339
海部	195	157	412	764
知多	470	313	758	1,541
西三河	453	295	696	1,444
豊田加茂	458	255	542	1,255
新城設楽	30	23	53	106
東三河	513	314	755	1,582
一宮	525	364	812	1,701
春日井	395	233	577	1,205
刈谷	361	263	613	1,237
計	3,850	2,492	5,832	12,174

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	905
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	415	405	25	4	266
新規登録(平成29年度)	67	64	1	3	56
児童が委託されている里親数(世帯数)	105	72	11	3	22
新規委託(平成29年度中)		26	1	2	23
委託解除(平成29年度中)		20	4	0	20

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	34	0	1	0	2	0	33	0

3 里親に委託された児童

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数	
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	解 除								変 更					
					保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他		計
里親に委託されている児童	30	23	14	67	7	21	2	3	0	0	2	5	40	12	2	2	16	125
(里親の種類別)																		
養育里親に委託されている児童	19	12	4	35	6	1	2	1	0	0	2	4	16	9	2	2	13	89
専門里親に委託されている児童	1	0	2	3	1	0	0	1	0	0	0	1	3	3	0	0	3	17
親族里親に委託されている児童	0	2	2	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	10	9	6	25	0	20	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	18
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	0	1	3	4	1	0	0	1	0	0	0	3	5	2	2	1	0	34

4 年齢階級別委託児童数

区 分		年齢階級別委託児童数(年度末)					
		0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
里親に委託されている児童	男	5	23	12	13	16	69
	女	12	25	10	7	14	68
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	3	38	15	17	22	95
	専門里親に委託されている児童	0	1	3	3	7	14
	親族里親に委託されている児童	0	0	4	0	1	5
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	14	9	0	0	0	23
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	男	0	1	8	5	6	20
	女	0	5	4	2	2	13

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区分	前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末継続保護
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数	
養護	児童虐待	34	76	148	93	48	4	5	0	278	37	372	10,271	27
	その他	19	68	107	93	62	7	14	1	216	27	327	8,541	21
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		3	0	0	37	17	3	2	2	21	4	49	1,106	3
育成		1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	3	75	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		57	144	255	225	127	14	21	3	518	68	751	19,993	51
延日数						6,141	431	94	95	11,483	1,749	19,993		

2 委託保護分

区分	前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										年度末継続委託保護		
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設					里親	その他	計	延日数			
							児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理療施設	障害児関係施設	その他の施設						
養護	児童虐待	29	236	242	183	133	128	434	45	0	3	18	0	111	48	787	12,286	36
	その他	37	272	152	180	174	105	360	48	0	1	53	2	139	61	769	12,027	46
障害		0	2	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	3	5	78	1	
非行		3	0	1	25	22	12	23	0	0	1	0	0	7	7	50	662	1
育成		0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	96	1	
保健・その他		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	117	0	
計		69	510	399	390	331	245	818	93	0	5	73	2	257	121	1,614	25,266	85
延日数							245	11,041	3,198	0	183	2,248	64	3,469	4,818	25,266		

区分	対応(年度中)							
	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	175	27	34	0	327	224	787
	その他	178	26	34	0	342	189	769
障害	1	0	0	0	2	2	5	
非行	13	5	6	1	17	8	50	
育成	1	0	0	0	1	0	2	
保健・その他	0	0	0	0	1	0	1	
計	368	58	74	1	690	423	1,614	
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談					非行相談		育成相談				その他	計		
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ	
中 央	瀬戸市	116	80		1			13	138	13	2	7	5	2	2			379
	尾張旭市	48	38					7	63	3	8	6	7	4	6	1		191
	豊明市	47	31					5	85	6	5		4		1			184
	日進市	53	21					2	54	7	2		10			2		151
	清須市	49	52					8	69	10	2		20	2	5	4		221
	北名古屋市	73	48					4	79	4	4	1	10		5	6	1	235
	長久手市	45	37					3	47	3	2		9			3		149
	東郷町	50	21					1	45	12	1	1	3	1	7	1		143
	豊山町	29	19					2	15	2	2			1	5	3	1	79
	管 外	5	16	1					3		6			2		1	1	35
	小計	515	363	1	1			45	598	60	34	15	68	12	31	21	3	1,767
	海 部	津島市	49	64		2			3	88	10		2	6		9	29	
愛西市		46	31						73	5	2	4	7	1	18	3		190
弥富市		47	24					2	54	2	2	1	3	2	7	2		146
あま市		86	81			1		7	131	10		8	5	2	4	48	2	385
大治町		59	59					1	40	5		3	20	3	4	19		213
蟹江町		26	23					2	47	3	1	2	2	1	6	3		116
飛島村		4	1						5									10
管 外		3	20						1	1	1		4	1	2	1	4	38
小計	320	303		2	1		15	439	36	6	20	47	10	50	105	6	1,360	
知 多	半田市	110	84		1	1		8	179	15	2	4	21	2	10	2	1	440
	常滑市	54	34					1	87	2	2	1	2			2		185
	東海市	89	96		4			7	171	11		1	10	1	4	2	1	397
	大府市	48	42					3	124	11	3	1	4	5	5	2		248
	知多市	87	49					1	85	6	2	3	10	3	1	1		248
	阿久比町	17	14					1	37	2	1		1	2	2		1	78
	東浦町	26	25					2	75	2	1	1	3		3	2		140
	南知多町	2	3						11				1		2			19
	美浜町	10	6						19	4		2			2			43
	武豊町	60	23					4	71	5	3	2	25		15	10		218
	管 外	13	22								1		3	1		3	2	45
小計	516	398		5	1		27	859	58	15	15	80	14	44	24	5	2,061	
西 三 河	岡崎市	402	254	1	2	1		13	460	42	5	4	16	6	16	1	5	1,228
	西尾市	166	50		2			7	212	10	1	10	3	4	6	2	1	474
	幸田町	29	23		1	1		3	57	3	2		1		2	1		123
	管 外	9	30		2				3	3			4	1	2	1	3	58
	小計	606	357	1	7	2		23	732	58	8	14	24	11	26	5	9	1,883

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談					計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他		
豊田加茂	豊田市	442	216		5			27	584	31	17	10	36	9	13	18	6	1,414
	みよし市	60	23					7	72	9	2		9	3	2	4		191
	管外	6	16	1					1		2		4	2		2	3	37
	小計	508	255	1	5			34	657	40	21	10	49	14	15	24	9	1,642
新城設楽	新城市	23	19		1				67	1		1	3	2	41	19		177
	設楽町	1	2					1	2	1					1	1		9
	東栄町		1						2				1					4
	豊根村														2			2
	管外													1	2		1	4
	小計	24	22		1			1	71	2		1	4	3	46	20	1	196
東三河	豊橋市	311	244		11			26	484	39	11	11	20	5	14	4	3	1,183
	豊川市	175	83					13	228	13	6	2	9	4	4	3	3	543
	蒲郡市	48	28		3			1	72	8	1	3	1		2	3	2	172
	田原市	23	10		3			3	50	2		1	2		2			96
	管外	10	26						6		3			1		1	1	48
	小計	567	391		17			43	840	62	21	17	32	10	22	11	9	2,042
一宮	一宮市	360	386		3			26	464	49	6	8	36	10	33	21	1	1,403
	犬山市	35	39					4	92	8	2		8	2	4	1		195
	江南市	62	51					4	108	12	1	2	9	7	8	10	1	275
	稲沢市	120	57		1			5	131	7	3	7	7	2	8	7		355
	岩倉市	52	28					3	65	6			2	1	3	2		162
	大口町	20	6						16	3	1		5		1	3		55
	扶桑町	36	15					1	29	2			2	1	2	1		89
	管外	3	11						1								1	17
	小計	688	593		4			43	906	87	13	17	69	23	59	46	3	2,551
春日井	春日井市	406	256	2	3	1	1	16	404	25	11	17	44	17	5	55	8	1,271
	小牧市	177	114	1	1			10	224	18	4	25	11	4	1	18	2	610
	管外	4	28		1				2		4		14	2	1	4	13	73
	小計	587	398	3	5	1	1	26	630	43	19	42	69	23	7	77	23	1,954
刈谷	碧南市	43	35					5	95	9		3		1	4	4	1	200
	刈谷市	122	169		4			10	164	20	6	6	5	3	8	10	1	528
	安城市	145	190	1	5			13	192	14	2	3	10	3	5	2	1	586
	知立市	76	98					4	82	6	4	1	3	2	8	4		288
	高浜市	52	58		1			2	57	6	3	5	12	1	1	2		200
	管外	5	30						3	2	1		5	3			1	50
	小計	443	580	1	10			34	593	57	16	18	35	13	26	22	4	1,852
子ども家庭110番		50	12		3	8		1	13	15	4	214	2	2	80	54	458	
合計	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	516	168	173	691	135	328	435	126	17,766	

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
平成26年度	3,198	2,465	62	92	4	29	250	5,666	491	280	227	1,197	182	276	564	209	15,192	63
平成27年度	3,781	2,602	34	68	11	18	242	5,826	458	253	184	1,174	126	219	488	190	15,674	44
平成28年度	4,307	3,191	30	82	6	20	282	5,765	458	212	189	914	137	190	469	364	16,616	54
平成29年度	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,766	43
平成30年度	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	515	168	173	691	135	328	436	126	17,766	43

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致(入所の再)	通所							
平成26年度	15,192	12,829	933	264	107						155	476			1	98	15	115	309	15,302	368
平成27年度	15,674	13,221	896	195	90						246	407			3	83	15	99	317	15,572	463
平成28年度	16,616	14,432	891	212	83	2					126	362			1	95	5	112	247	16,568	606
平成29年度	17,033	14,915	785	192	92				229		89	311	2		1	76	9	106	182	17,691	764
平成30年度	17,766	15,289	870	201	101			2	427		96	332			51	8	91	223	17,691	828	

3 対応延件数の推移(福祉行政報告例第48表)

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
平成26年度	115,730	11,303	94,161	221,194
平成27年度	131,412	11,637	90,355	233,404
平成28年度	132,142	8,659	103,813	244,614
平成29年度	125,285	10,179	114,099	249,563
平成30年度	131,571	10,454	117,681	259,706

4 養護相談(対応件数)の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
平成26年度	77	21	71	240	3,188	1,695	391	5,683
平成27年度	58	17	55	235	3,726	1,729	443	6,263
平成28年度	50	19	81	306	4,297	2,285	432	7,470
平成29年度	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674
平成30年度	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
平成26年度	286	34	311	40	398	2	11	145	100	1,387	203	271	3,188
平成27年度	294	50	290	29	372	1	2	125	76	2,016	240	231	3,726
平成28年度	330	55	336	37	305	3	2	109	56	2,604	224	236	4,297
平成29年度	234	50	314	25	304	6	4	101	77	2,818	168	263	4,364
平成30年度	290	28	392	41	367			110	100	2,946	195	262	4,731

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成26年度	1,077	748	65	1,298	3,188
平成27年度	1,225	596	63	1,842	3,726
平成28年度	1,278	655	53	2,311	4,297
平成29年度	1,225	640	50	2,449	4,364
平成30年度	1,356	714	51	2,610	4,731

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
平成26年度	1291	251	1506	32	108	3,188
平成27年度	1677	280	1,566	26	177	3,726
平成28年度	2,046	286	1,804	21	140	4,297
平成29年度	1,983	293	1,893	32	163	4,364
平成30年度	2,194	328	2,039	36	134	4,731

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
平成26年度	2,040	626	6	83	8	234	29		162	3,188
平成27年度	2,598	588	5	178	8	184	21		144	3,726
平成28年度	3,333	596	8	48	16	151	22		123	4,297
平成29年度	3,417	486	8	12	13	127	24	187	90	4,364
平成30年度	3,553	520	14	5	32	126	14	384	83	4,731

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（１）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
平成26年度	265	9,004	121	2,889	1	19	39	682	1	7	427	12,601
平成27年度	414	12,922	212	5,816	1	30	51	755	13	373	691	19,896
平成28年度	407	11,581	243	6,984	0	0	47	1,103	11	396	708	20,064
平成29年度	384	11,878	266	6,535	0	0	41	961	8	116	699	19,490
平成30年度	372	10,271	327	8,541	0	0	49	1,106	3	75	751	19,993

（２）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
平成26年度	569	16,640	423	7,797	10	222	21	226	17	418	1,040	25,303
平成27年度	463	12,564	274	5,783	6	201	21	515	11	416	775	19,479
平成28年度	529	13,826	484	7,648	10	296	15	130	14	901	1,052	22,801
平成29年度	563	11,575	527	10,673	3	93	27	293	5	48	1,125	22,682
平成30年度	787	12,286	769	12,027	5	78	50	662	3	213	1,614	25,266

第12表 市町村別人口・児童数

平成31年4月1日現在（人口動向調査）（単位：人）

児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数	児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数
中央		瀬戸市	127,713	19,620	西 三 河	西	岡崎市	387,007	66,985
		尾張旭市	81,857	13,755			西尾市	170,005	29,123
		豊明市	69,334	10,642			幸田町	42,034	8,241
		日進市	91,329	17,452			小計	599,046	104,349
		清須市	69,459	11,839	豊 田 加 茂	三	豊田市	425,360	70,612
		北名古屋市	85,836	15,019			みよし市	62,807	11,790
		長久手市	60,882	12,253			小計	488,167	82,402
		東郷町	43,892	8,310	刈 谷	河	碧南市	72,784	12,407
		豊山町	15,702	2,928			刈谷市	152,567	25,912
		小計	646,004	111,818			安城市	187,996	33,992
津島市	61,730	8,926	知立市	71,967			12,099		
海部	中	愛西市	61,355	9,131	新 城 設 楽	東	高浜市	48,466	9,052
		弥富市	43,164	6,790			小計	533,780	93,462
		あま市	87,372	14,611			新城市	44,868	6,277
		大治町	32,222	6,024			設楽町	4,564	445
		蟹江町	36,956	5,538	東 三 河	東栄町	3,067	319	
		飛鳥村	4,597	765		豊根村	1,040	123	
		小計	327,396	51,785		小計	53,539	7,164	
		知多	央	半田市	118,104	19,150	東 三 河	河	豊橋市
常滑市	57,704			9,916	豊川市	183,767			31,076
東海市	113,364			20,398	合 計	蒲郡市	80,126	12,080	
大府市	91,907			16,794		田原市	60,371	9,430	
知多市	83,859			13,728		小計	696,777	113,907	
阿久比町	28,319			5,529		合計	5,217,961	872,690	
東浦町	48,948			8,178	一 宮	一宮市	379,686	61,979	
南知多町	17,456			1,976		犬山市	73,504	11,302	
美浜町	22,793			2,996		江南市	97,779	15,639	
武豊町	43,041			7,352		稲沢市	135,608	21,567	
小計	625,495	106,017	岩倉市	47,778		7,248			
春日井市	306,721	50,645	大口町	24,080		4,416			
小牧市	148,550	23,287	扶桑町	34,051		5,703			
小計	455,271	73,932	小計	792,486	127,854				
春日井									

第13表 児童福祉施設入所状況

平成31年4月1日現在（措置のみ）

施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	
乳児院	豊橋ひかり乳児院	49	38	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	50	50	
	竜陽園	20	13		豊橋ゆたか学園	40	36	
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	9		若草学園	50	31	
	ひよこハウス	20	13		小原学園	50	33	
	玉葉会乳児院（名古屋）	—	1		トイBOX	40	30	
	衆善会乳児院（名古屋）	—	1		医療療育総合センター（はるひ棟）	37	12	
	中央有鄰学院ほだか（名古屋）	—	1		米山寮盲児部	17	8	
	若葉寮（名古屋）	—	1		愛松学園（名古屋）	—	1	
児童養護施設	豊橋平安寮	70	63		Share金沢（金沢）	—	2	
	豊橋若草育成園	50	46		弘済学園（神奈川）	—	1	
	岡崎平和学園	48	48		信楽学園（滋賀）	—	1	
	プティヴィラージュ	45	41		医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こぼと棟）	120	3
	子どもの家ともいき	45	38	青い鳥医療療育センター		170	24	
	照光愛育園	44	42	三河青い鳥医療療育センター		105	7	
	宇宙	39	48	信愛医療療育センター		60	5	
	光輝寮	42	40	さくら療育園（兵庫）		—	1	
	あいさんテラス	50	49	聖隷おおぞら療育センター（静岡）		—	2	
	オリーブ	50	50	明和病院なでしこ（三重）		—	1	
	梅ヶ丘学園	60	52	指定発達支援 医療機関		東名古屋病院	—	5
	なかよしこよし	30	27		豊橋医療センター	—	1	
	溢愛館	38	28		石川病院（石川）	—	1	
	知多学園八波寮	33	26		敦賀医療センター（福井）	—	1	
	知多学園松籟荘	36	35	天竜病院（静岡）	—	6		
	八楽児童寮	41	34	里親		—	136	
	暁学園	23	19	ファミリーホーム		—	33	
	蒲生会大和荘	63	60	総計		—	1,510	
	児童心理 治療施設	中日青葉学園あおば館	50	46				
		赤羽根学園	41	38				
		名古屋文化キンダーホルト	45	41				
		風の色	30	30				
		樹心寮（岐阜）	—	1				
		誠心寮（岐阜）	—	1				
天理教三重互助園		—	1					
愛厚ならわ学園		50	45					
児童自立支援施設	中日青葉学園わかば館	35	30					
	悠（三重）	—	2					
	愛知学園	64	19					
児童自立支援施設	玉野川学園（名古屋）	—	1					
	明石学園（兵庫）	—	1					

第3 障害者相談部門の業務

1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

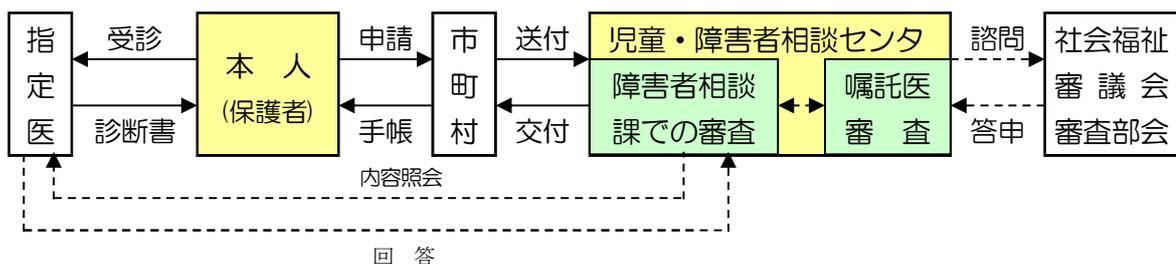
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	<div style="display: flex; align-items: center;"> 重度 ← → 軽度 </div>							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 昭和57年2月1日

〔構成員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q20以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重度	I Q21～35	
B	中度	I Q36～50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年46回

一宮市（12回）、瀬戸市（2回）、春日井市（3回）、津島市（3回）、半田市（12回）、刈谷市（6回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自立支援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 平成30年度 身体障害者相談件数 (件)

区分	中央 児童・障害者 相談センター	西三河 児童・障害者 相談センター	東三河 児童・障害者 相談センター	計	
相談実件数	21,946	7,723	3,603	33,272	
相談内容	身体障害者手帳	10,702	2,241	1,360	14,303
	医学診断	6,907	1,689	1,058	9,654
	更生医療	4,613	2,983	682	8,278
	補装具	1,675	903	525	3,103
	職業	0	0	0	0
	施設入所	2	0	0	2
	その他	0	0	0	0
	計	23,899	7,816	3,625	35,340
判定内容	等級診断	10,578	2,184	1,354	14,116
	医学判定	220	120	90	430
	更生医療判定	4,624	2,981	682	8,286
	補装具判定	1,695	894	523	3,112
	心理判定	2	1	0	3
	職能判定	2	0	0	2
	その他	0	0	0	0
	計	17,121	6,180	2,649	25,949
判定書交付件数	6,320	3,876	1,205	11,401	

(2) 身体障害者相談件数の推移 (件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
相談実件数	30,296	30,291	30,325	31,590	33,272	
相談内容	身障手帳	14,519	13,422	13,592	14,248	14,303
	医学診断	7,201	8,162	7,924	8,401	9,654
	更生医療	8,050	8,049	8,096	8,044	8,278
	補装具	2,194	2,577	2,652	2,792	3,103
	その他	5	1	2	3	2
	計	31,969	32,211	32,266	33,488	35,340

(3) 平成30年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		76	151	41	56	76	5	405	4.6
聴覚障害		0	20	44	171	0	288	523	5.9
平衡機能障害		0	0	2	0	1	0	3	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	10	98	21	0	0	129	1.5
肢体 不 自 由	上肢不自由	668	320	178	66	31	33	1,296	14.6
	下肢不自由	68	66	110	269	102	81	696	7.8
	体幹	311	310	347	0	67	0	1,035	11.7
	脳原性機能	0	0	0	1	0	0	1	0.0
	小計	1,047	696	635	336	200	114	3,028	34.1
内 部 障 害	心臓機能	1,270	0	325	110	0	0	1,705	19.2
	呼吸器機能	83	0	382	90	0	0	555	6.3
	腎臓機能	170	0	445	923	0	0	1,538	17.3
	膀胱・直腸機能	0	0	29	857	0	0	886	10.0
	小腸機能	2	1	3	3	0	0	9	0.1
	免疫機能	1	14	13	1	0	0	29	0.3
	肝臓機能	13	18	14	14	0	0	59	0.7
小計	1,539	33	1,211	1,998	0	0	4,781	53.9	
合計		2,662	910	2,031	2,582	277	407	8,869	
構成比%		30.0	10.3	22.9	29.1	3.1	4.6		

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	2,370	2,297	2,420	2,473	2,662
2級	983	896	896	958	910
3級	2,013	1,897	1,884	1,885	2,031
4級	2,734	2,438	2,471	2,553	2,582
5級	403	379	320	306	277
6級	489	463	414	478	407
計	8,992	8,370	8,405	8,653	8,869

(5) 身体障害者手帳新規交付件数（障害別）の推移 (件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
視 覚 障 害	332	358	329	386	405
聴 覚 障 害	558	506	473	571	523
平 衡 機 能 障 害	2	2	3	4	3
音声・言語・そしゃく障害	122	125	119	128	129
肢 体 不 自 由	3,897	3,184	3,113	3,222	3,028
内 部 障 害	4,081	4,195	4,368	4,342	4,781
計	8,992	8,370	8,405	8,653	8,869

(6) 自立支援医療（更生医療）要否判定件数の推移 (件)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
腎 臓	人工透析	6,463	6,423	6,474	6,210	6,440
	免疫抑制等	652	722	782	836	924
心 臓		393	383	473	397	399
肢体不自由		179	151	101	119	84
そ の 他		295	341	385	418	440
計		7,982	8,020	8,215	7,980	8,287

(7) 平成30年度 透析療法審査件数 (件)

区 分		中 央	西三河	東三河	計
審査件数		3,638	2,327	474	6,439
内 訳	審査会議での審査件数	1,031	750	106	1,887
	その他の審査件数	2,607	1,577	368	4,552

(8) 補装具判定件数の推移 (件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
義肢（義手・義足）	350	370	353	297	395
装 具	418	566	799	1,031	1,116
座 位 保 持 装 置	167	222	192	203	221
補 聴 器	692	741	665	738	779
車椅子・電動車椅子	540	656	627	605	546
そ の 他	31	53	49	48	55
計	2,198	2,608	2,685	2,922	3,112

(9) 平成30年度 知的障害者相談件数 (件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,245	1,288	814	4,347
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,072	1,137	704	3,913
	生 活	143	125	84	352
	職 業	25	15	15	55
	そ の 他	23	38	13	74
	計	2,263	1,315	816	4,394
判 定 内 容	医 学 的 判 定	182	164	105	451
	心 理 学 的 判 定	1,942	1,093	654	3,689
	職 能 的 判 定	1	0	0	1
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,125	1,257	759	4,141
判定書等交付件数		2,486	1,323	791	4,600

(10) 知的障害者相談件数の推移 (件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談実件数		3,989	4,252	4,267	4,445	4,347
相 談 内 容	療育手帳	3,526	3,670	3,780	3,984	3,913
	生 活	436	474	370	389	352
	職 業	60	81	95	84	55
	そ の 他	90	125	65	83	74
	計	4,112	4,350	4,310	4,540	4,394

(11) 知的障害者各種判定件数の推移 (件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学的判定	463	520	545	517	451
心理学的判定	3,363	3,503	3,609	3,772	3,689
職能的判定	2	0	0	0	1
そ の 他	1	0	1	0	0
計	3,829	4,023	4,155	4,289	4,141

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移 (件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
療育手帳	新 規	259	260	284	242	207
	再判定	2,533	2,536	2,755	2,822	2,820
	再交付	269	284	303	331	333
	小 計	3,061	3,080	3,342	3,395	3,360
年金等診断書		338	348	355	360	330
そ の 他		836	904	796	853	910
計		4,235	4,332	4,493	4,608	4,600

4 資料

[第1表] 平成30年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	314	111	221	334	32	46	1,058
	瀬戸市	111	42	84	100	5	17	359
	半田市	64	26	43	84	9	7	233
	春日井市	217	83	167	231	34	45	777
	津島市	47	13	44	57	3	6	170
	犬山市	59	17	46	47	3	10	182
	常滑市	25	12	24	42	3	7	113
	江南市	88	29	71	65	5	12	270
	小牧市	59	37	101	92	13	9	311
	稲沢市	100	29	63	104	6	16	318
	東海市	72	27	43	64	8	8	222
	大府市	47	19	26	47	10	16	165
	知多市	43	17	48	47	11	6	172
	尾張旭市	47	18	40	58	6	10	179
	岩倉市	34	13	35	29	8	8	127
	豊明市	47	18	40	35	4	10	154
	日進市	69	15	27	32	4	8	155
	愛西市	53	19	39	44	3	7	165
	清須市	38	10	34	35	3	6	126
	北名古屋市	43	9	55	60	6	4	177
	弥富市	33	13	23	30	3	1	103
	あま市	62	16	52	59	4	6	199
	長久手市	28	8	22	15	3	7	83
	東郷町	36	5	16	24	3	5	89
	豊山町	5	2	5	7	0	2	21
	大口町	15	6	10	9	3	3	46
	扶桑町	30	7	15	22	5	5	84
	大治町	18	6	18	12	1	2	57
	蟹江町	27	6	17	25	2	4	81
	飛島村	1	1	5	2	0	2	11
	阿久比町	15	6	11	23	1	2	58
	東浦町	28	9	21	34	1	9	102
	南知多町	16	7	7	16	1	0	47
美浜町	13	3	14	14	2	3	49	
武豊町	34	5	9	30	1	2	81	
小計	1,938	664	1,496	1,929	206	311	6,544	

(続き)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
西三河管内	碧 南 市	47	22	32	31	2	5	139
	刈 谷 市	88	35	54	73	10	19	279
	安 城 市	78	38	91	100	11	10	328
	西 尾 市	84	36	93	90	16	20	339
	知 立 市	34	10	30	44	6	6	130
	高 浜 市	25	10	19	20	1	2	77
	みよし市	27	14	20	27	2	8	98
	幸 田 町	18	9	22	26	3	4	82
	小 計	401	174	361	411	51	74	1,472
東三河管内	豊 川 市	158	25	75	101	7	8	374
	蒲 郡 市	74	25	39	62	9	10	219
	新 城 市	40	6	24	34	1	2	107
	田 原 市	37	14	26	41	3	2	123
	設 楽 町	5	1	5	3	0	0	14
	東 栄 町	6	1	5	1	0	0	13
	豊 根 村	3	0	0	0	0	0	3
	小 計	323	72	174	242	20	22	853
合 計		2,662	910	2,031	2,582	277	407	8,869
構成比 %		30.0	10.3	22.9	29.1	3.1	4.6	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 平成30年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		50	115	19	42	58	4	288	4.4
聴覚障害		0	14	29	118	0	221	382	5.8
平衡機能障害		0	0	1	0	1	0	2	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	8	70	16	0	0	94	1.4
肢体 不 自 由	上肢不自由	521	233	148	55	25	23	1,005	15.4
	下肢不自由	44	42	66	202	71	63	488	7.5
	体幹	199	227	283	0	51	0	760	11.6
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	764	502	497	257	147	86	2,253	34.5
内 部 障 害	心臓機能	937	0	227	103	0	0	1,267	19.4
	呼吸器機能	50	0	263	62	0	0	375	5.7
	腎臓機能	125	0	356	690	0	0	1,171	17.9
	膀胱・直腸機能	0	0	18	630	0	0	648	9.9
	小腸機能	2	1	2	3	0	0	8	0.1
	免疫機能	0	11	7	1	0	0	19	0.3
	肝臓機能	10	13	7	7	0	0	37	0.6
小計	1,124	25	880	1,496	0	0	3,525	53.9	
合計		1,938	664	1,496	1,929	206	311	6,544	
構成比%		29.6	10.1	22.9	29.5	3.1	4.8		

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		15	24	15	10	14	1	79	5.4
聴 覚 障 害		0	4	7	35	0	51	97	6.6
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ し ゃ く 機 能 障 害		0	1	15	4	0	0	20	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	97	61	18	10	4	7	197	13.4
	下 肢 不 自 由	16	20	31	49	22	15	153	10.4
	体 幹	69	57	39	0	11	0	176	12.0
	脳 原 性 機 能	0	0	0	1	0	0	1	0.1
	小 計	182	138	88	60	37	22	527	35.8
内 部 障 害	心 臓 機 能	171	0	91	4	0	0	266	18.1
	呼 吸 器 機 能	13	0	80	20	0	0	113	7.7
	腎 臓 機 能	17	0	49	146	0	0	212	14.4
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	5	125	0	0	130	8.8
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 疫 機 能	1	3	5	0	0	0	9	0.6
	肝 臓 機 能	2	4	6	7	0	0	19	1.3
小 計	204	7	236	302	0	0	749	50.9	
合 計		401	174	361	411	51	74	1,472	
構 成 比 %		27.2	11.8	24.5	27.9	3.5	5.0		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		11	12	7	4	4	0	38	4.4
聴 覚 障 害		0	2	8	18	0	16	44	5.2
平 衡 機 能 障 害		0	0	1	0	0	0	1	0.1
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ じ ゃ く 機 能 障 害		0	1	13	1	0	0	15	1.8
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	50	26	12	1	2	3	94	11.0
	下 肢 不 自 由	8	4	13	18	9	3	55	6.4
	体 幹	43	26	25	0	5	0	99	11.6
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	101	56	50	19	16	6	248	29.0
内 部 障 害	心 臓 機 能	162	0	7	3	0	0	172	20.2
	呼 吸 器 機 能	20	0	39	8	0	0	67	7.9
	腎 臓 機 能	28	0	40	87	0	0	155	18.2
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	6	102	0	0	108	12.7
	小 腸 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	免 疫 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	肝 臓 機 能	1	1	1	0	0	0	3	0.3
	小 計	211	1	95	200	0	0	507	59.5
合 計		323	72	174	242	20	22	853	
構 成 比 %		37.9	8.4	20.4	28.4	2.3	2.6		

[第3表] 平成30年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容									
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓
						人工透析	免疫抑制等				
一宮市	283	0	0	3	6	143	77	27	0	27	0
瀬戸市	97	0	0	2	0	52	36	2	0	5	0
半田市	211	0	0	1	0	166	29	2	0	12	1
春日井市	879	0	0	5	0	766	51	17	0	37	3
津島市	56	0	0	0	0	46	8	0	0	2	0
犬山市	73	0	0	0	1	57	1	5	0	8	1
常滑市	137	0	0	0	0	110	15	9	0	3	0
江南市	150	0	0	3	3	125	9	5	0	5	0
小牧市	353	0	0	0	0	237	33	67	0	16	0
稲沢市	151	0	0	3	0	118	18	5	0	7	0
東海市	229	0	0	0	0	203	15	0	0	11	0
大府市	142	0	0	0	0	129	7	0	0	6	0
知多市	185	0	0	0	1	160	19	3	0	2	0
尾張旭市	90	0	0	2	0	69	14	3	0	2	0
岩倉市	76	0	0	0	0	42	12	17	0	5	0
豊明市	199	0	0	0	0	172	17	1	0	9	0
日進市	151	0	0	1	0	128	18	0	0	4	0
愛西市	42	0	0	0	0	29	12	0	0	1	0
清須市	173	0	0	0	1	141	16	1	0	14	0
北名古屋市	182	0	0	0	1	143	12	23	0	3	0
弥富市	35	0	0	0	0	22	10	0	0	3	0
あま市	141	0	0	0	0	109	21	0	0	11	0
長久手市	66	0	0	0	0	52	10	1	0	3	0
東郷町	90	0	0	1	0	80	9	0	0	0	0
豊山町	23	0	0	0	0	19	1	3	0	0	0
大口町	15	0	0	0	1	8	4	1	0	1	0
扶桑町	30	0	0	0	2	16	8	1	0	3	0
大治町	55	0	0	0	0	43	10	0	0	2	0
蟹江町	22	0	0	0	0	12	7	0	0	3	0
飛島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿久比町	53	0	0	0	0	46	5	0	0	1	1
東浦町	134	0	0	0	0	117	10	1	0	4	2
南知多町	27	0	0	0	0	25	2	0	0	0	0
美浜町	30	0	0	0	0	22	6	0	0	2	0
武豊町	44	0	0	1	0	32	11	0	0	0	0
小計	4,624	0	0	22	16	3,639	533	194	0	212	8

中央児童・障害者相談センター管内

(続き)

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
西三河管内	岡崎市	848	0	1	1	52	617	47	105	0	25	0
	碧南市	172	0	0	0	0	139	19	8	0	6	0
	刈谷市	225	0	0	1	0	181	21	15	0	7	0
	豊田市	843	0	0	2	2	713	76	7	1	41	1
	安城市	212	0	0	1	2	120	47	31	0	10	1
	西尾市	342	0	0	0	4	286	22	18	0	12	0
	知立市	119	0	0	0	0	98	6	7	0	8	0
	高浜市	58	0	0	1	0	41	12	2	0	2	0
	みよし市	111	0	0	0	0	100	8	1	0	2	0
	幸田町	51	0	0	0	1	32	6	9	0	3	0
	小計	2,981	0	1	6	61	2,327	264	203	1	116	2
東三河管内	豊橋市	315	0	2	6	3	199	69	0	0	31	5
	豊川市	100	0	0	0	0	54	33	0	0	11	2
	蒲郡市	166	0	0	2	2	142	11	2	0	7	0
	新城市	81	0	1	0	1	69	9	0	0	1	0
	田原市	11	0	1	2	1	2	4	0	0	1	0
	設楽町	7	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0
	東栄町	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	682	0	4	10	7	474	127	2	0	51	7
合計	8,287	0	5	38	84	6,440	924	399	1	379	17	
構成比 %		0	0.1	0.5	1.0	77.7	11.1	4.8	0	4.6	0.2	

[第4表] 平成30年度 補装具判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	意思伝達装置	特例	その他	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	254	4	7	116	26	61	28	12	0	0	0
	瀬戸市	89	0	13	34	6	27	4	1	1	3	0
	半田市	79	0	6	41	3	14	9	3	1	2	0
	春日井市	228	0	22	78	15	83	23	4	3	0	0
	津島市	31	0	3	12	0	12	4	0	0	0	0
	犬山市	48	0	7	19	5	11	4	2	0	0	0
	常滑市	36	0	12	12	3	7	2	0	0	0	0
	江南市	53	0	5	17	3	16	6	6	0	0	0
	小牧市	79	0	11	28	5	21	13	0	1	0	0
	稲沢市	72	2	11	19	5	17	13	1	4	0	0
	東海市	61	2	3	19	4	19	10	1	0	3	0
	大府市	59	0	8	16	0	25	6	4	0	0	0
	知多市	42	0	9	13	5	10	4	0	0	1	0
	尾張旭市	53	0	5	14	6	17	9	0	0	2	0
	岩倉市	28	0	3	14	3	2	4	2	0	0	0
	豊明市	35	0	9	4	3	5	9	5	0	0	0
	日進市	34	0	1	14	1	4	8	4	2	0	0
	愛西市	45	0	8	21	2	9	4	1	0	0	0
	清須市	33	0	14	7	1	8	2	1	0	0	0
	北名古屋市	31	0	9	8	5	2	4	3	0	0	0
	弥富市	29	2	10	6	2	7	1	0	1	0	0
	あま市	62	0	8	22	0	25	3	2	2	0	0
	長久手市	21	1	2	6	2	6	2	2	0	0	0
	東郷町	29	0	2	3	2	14	5	1	0	2	0
	豊山町	11	0	0	4	0	5	2	0	0	0	0
	大口町	14	0	1	10	1	1	1	0	0	0	0
	扶桑町	15	0	0	5	3	6	1	0	0	0	0
	大治町	10	0	2	7	0	1	0	0	0	0	0
	蟹江町	14	0	2	4	0	6	2	0	0	0	0
	飛島村	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
	阿久比町	18	0	3	7	3	3	2	0	0	0	0
東浦町	28	2	2	14	5	3	0	0	2	0	0	
南知多町	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
美浜町	5	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	
武豊町	36	0	2	22	0	5	7	0	0	0	0	
小計	1,695	13	200	620	119	466	192	55	17	13	0	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その他	
西三河管内	岡崎市	213	0	19	80	12	48	30	20	4	0	0
	碧南市	28	0	2	14	2	4	6	0	0	0	0
	刈谷市	84	0	10	24	9	28	10	1	2	0	0
	豊田市	288	2	28	112	28	56	39	23	0	0	0
	安城市	97	2	7	15	16	27	23	7	0	0	0
	西尾市	84	2	13	23	13	23	8	0	2	0	0
	知立市	30	0	2	10	1	8	5	2	2	0	0
	高浜市	18	0	0	9	1	4	2	2	0	0	0
	みよし市	21	0	2	8	0	4	2	3	2	0	0
	幸田町	31	0	1	13	1	8	5	3	0	0	0
	小計	894	6	84	308	83	210	130	61	12	0	0
東三河管内	豊橋市	231	4	51	83	8	40	33	10	2	0	0
	豊川市	127	0	15	53	7	28	14	4	6	0	0
	蒲郡市	85	0	4	35	1	19	14	10	2	0	0
	新城市	33	2	6	12	2	3	2	4	2	0	0
	田原市	40	0	10	4	0	13	7	6	0	0	0
	設楽町	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	東栄町	5	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	523	6	86	188	19	103	73	35	13	0	0	
合計	3,112	25	370	1,116	221	779	395	151	42	13	0	
構成比 %		0.8	11.9	35.9	7.1	25.0	12.7	4.9	1.3	0.4	0	

[第5表] 平成30年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	346	0	0	4	0	19	0	320	6	349
	瀬戸市	106	0	0	2	0	6	0	96	3	107
	半田市	132	0	1	1	0	4	0	127	0	133
	春日井市	257	0	0	5	0	25	0	227	2	259
	津島市	35	0	0	0	0	1	0	35	0	36
	犬山市	68	0	0	0	0	7	0	60	1	68
	常滑市	45	0	0	0	0	2	0	42	1	45
	江南市	60	0	0	0	0	7	0	53	0	60
	小牧市	117	0	0	1	0	6	0	111	0	118
	稲沢市	94	0	0	1	0	4	0	88	3	96
	東海市	111	0	0	0	0	6	0	104	0	110
	大府市	78	0	0	2	0	8	0	69	0	79
	知多市	59	0	0	0	0	1	0	57	1	59
	尾張旭市	40	0	0	1	0	1	0	38	0	40
	岩倉市	31	0	0	0	0	1	0	29	1	31
	豊明市	32	0	0	1	0	0	0	31	0	32
	日進市	42	0	0	0	0	6	0	37	0	43
	愛西市	72	0	0	1	0	6	0	65	1	73
	清須市	47	0	0	0	0	9	0	40	0	49
	北名古屋市	57	0	0	0	0	6	0	50	1	57
	弥富市	29	0	0	0	0	1	0	28	0	29
	あま市	76	0	0	1	0	4	0	73	0	78
	長久手市	34	0	0	1	0	0	0	33	0	34
	東郷町	28	0	0	1	0	1	0	26	0	28
	豊山町	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	大口町	16	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	扶桑町	31	0	0	0	0	0	0	32	0	32
	大治町	24	0	0	0	0	2	0	21	1	24
	蟹江町	36	0	0	1	0	6	0	28	1	36
	飛島村	3	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	阿久比町	16	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	東浦町	44	0	0	2	0	0	0	42	0	44
	南知多町	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10
美浜町	19	0	0	0	0	2	0	17	0	19	
武豊町	41	0	0	0	0	1	0	40	0	41	
小計	2,245	0	1	25	0	143	0	2,072	22	2,263	

(続き)

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
西三河管内	岡崎市	332	0	0	2	0	35	0	285	12	334
	碧南市	62	0	0	2	0	6	0	56	2	66
	刈谷市	123	0	0	1	0	8	0	114	4	127
	豊田市	359	0	0	4	1	37	0	307	11	360
	安城市	138	0	0	4	0	11	0	123	1	139
	西尾市	100	0	0	1	0	11	0	89	1	102
	知立市	62	0	0	0	0	4	0	60	1	65
	高浜市	43	0	0	0	0	9	0	37	1	47
	みよし市	48	0	0	1	0	1	0	47	1	50
	幸田町	21	0	0	0	0	3	0	19	3	25
	小計	1,288	0	0	15	1	125	0	1,137	37	1,315
東三河管内	豊橋市	408	0	0	8	0	50	0	343	8	409
	豊川市	224	0	0	7	0	19	0	195	4	225
	蒲郡市	72	0	0	0	0	6	0	66	0	72
	新城市	47	0	0	0	0	1	0	46	0	47
	田原市	54	0	0	0	0	8	0	45	1	54
	設楽町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	東栄町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	豊根村	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	小計	814	0	0	15	0	84	0	704	13	816
合計	4,347	0	1	55	1	352	0	3,913	72	4,394	
	構成比 %	0	0	1.3	0	8.0	0	89.1	1.6		

[第6表] 平成30年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	31	307	0	0	338
	瀬戸市	9	90	0	0	99
	半田市	6	113	1	0	120
	春日井市	31	215	0	0	246
	津島市	3	33	0	0	36
	犬山市	5	55	0	0	60
	常滑市	2	41	0	0	43
	江南市	8	48	0	0	56
	小牧市	8	100	0	0	108
	稲沢市	4	85	0	0	89
	東海市	7	88	0	0	95
	大府市	9	66	0	0	75
	知多市	1	56	0	0	57
	尾張旭市	1	34	0	0	35
	岩倉市	1	28	0	0	29
	豊明市	0	28	0	0	28
	日進市	7	34	0	0	41
	愛西市	11	63	0	0	74
	清須市	6	36	0	0	42
	北名古屋市	6	47	0	0	53
	弥富市	3	26	0	0	29
	あま市	4	70	0	0	74
	長久手市	0	30	0	0	30
	東郷町	2	24	0	0	26
	豊山町	0	8	0	0	8
	大口町	0	14	0	0	14
	扶桑町	3	31	0	0	34
	大治町	1	21	0	0	22
	蟹江町	7	30	0	0	37
	飛島村	1	1	0	0	2
	阿久比町	1	16	0	0	17
	東浦町	0	41	0	0	41
	南知多町	0	9	0	0	9
美浜町	2	16	0	0	18	
武豊町	2	38	0	0	40	
小計		182	1,942	1	0	2,125

(続き)

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
西三河管内	岡崎市	41	274	0	0	315
	碧南市	11	54	0	0	65
	刈谷市	10	113	0	0	123
	豊田市	53	292	0	0	345
	安城市	13	113	0	0	126
	西尾市	11	87	0	0	98
	知立市	6	57	0	0	63
	高浜市	13	33	0	0	46
	みよし市	3	50	0	0	53
	幸田町	3	20	0	0	23
	小計	164	1,093	0	0	1,257
東三河管内	豊橋市	63	320	0	0	383
	豊川市	21	186	0	0	207
	蒲郡市	8	58	0	0	66
	新城市	2	38	0	0	40
	田原市	10	44	0	0	54
	設楽町	0	3	0	0	3
	東栄町	0	1	0	0	1
	豊根村	1	4	0	0	5
	小計	105	654	0	0	759
合計		451	3,689	1	0	4,141
構成比 %		10.9	89.1	0	0	

[第7表] 平成30年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・ 障害者相談セン ター 管内	一宮市	22	217	25	19	99	382
	瀬戸市	5	65	11	5	31	117
	半田市	6	88	16	4	33	147
	春日井市	16	167	18	22	60	283
	津島市	2	24	3	1	12	42
	犬山市	0	46	7	5	10	68
	常滑市	0	34	2	2	9	47
	江南市	2	42	5	6	7	62
	小牧市	5	76	13	5	28	127
	稲沢市	4	66	9	2	25	106
	東海市	4	75	17	5	23	124
	大府市	3	54	5	8	17	87
	知多市	0	52	2	1	9	64
	尾張旭市	3	26	5	0	12	46
	岩倉市	0	23	2	2	9	36
	豊明市	1	23	4	0	8	36
	日進市	3	27	4	4	11	49
	愛西市	6	49	4	5	17	81
	清須市	2	31	4	6	12	55
	北名古屋市	2	35	4	6	20	67
	弥富市	3	19	2	1	5	30
	あま市	5	53	4	3	23	88
	長久手市	3	20	4	0	11	38
	東郷町	4	15	3	1	8	31
	豊山町	0	7	1	0	1	9
	大口町	0	9	2	0	7	18
	扶桑町	4	21	1	0	10	36
	大治町	0	17	1	1	5	24
	蟹江町	3	22	0	6	9	40
	飛島村	0	1	1	1	0	3
阿久比町	1	13	0	0	5	19	
東浦町	2	31	3	0	12	48	
南知多町	0	9	1	0	3	13	
美浜町	0	15	1	2	2	20	
武豊町	3	29	2	1	8	43	
小計	114	1,501	186	124	561	2,486	

(続き)

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
西三河管内	岡崎市	9	214	24	35	54	336
	碧南市	6	38	4	6	11	65
	刈谷市	7	85	4	8	24	128
	豊田市	20	213	31	37	57	358
	安城市	6	89	16	11	19	141
	西尾市	3	77	3	11	11	105
	知立市	4	40	6	4	13	67
	高浜市	5	24	5	9	4	47
	みよし市	2	36	0	1	12	51
	幸田町	0	16	0	3	6	25
	小計	62	832	93	125	211	1,323
東三河管内	豊橋市	19	222	26	50	78	395
	豊川市	5	142	16	17	41	221
	蒲郡市	3	52	6	6	3	70
	新城市	2	28	6	0	9	45
	田原市	1	37	0	8	6	52
	設楽町	0	3	0	0	0	3
	東栄町	0	0	0	0	1	1
	豊根村	1	3	0	0	0	4
	小計	31	487	54	81	138	791
合計	207	2,820	333	330	910	4,600	
構成比 %	4.5	61.3	7.2	7.2	19.8		

令和元年11月発行

編集発行 愛知県の中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

